

ポンド・ブロックをめぐる英米抗争 — 英米金融協定からガット —

The Pound Bloc; the Struggle between the U.K. and the U.S.

— From the Anglo-American Loan Agreement to the GATT —

河 合 正 修

Masanobu Kawai

I 米英金融協定

1. 米英金融協定の意義

第二次大戦期に、アメリカが武器貸与法でイギリスに貸与した額は290億ドル(ポンド換算で71億9,602万ポンド)、逆に、1942年の英米相互援助協定で、イギリスがアメリカに貸与した額は、40億ドル(ポンド換算で9億9,255万ポンド)であった。両債権・債務を差引いても、イギリスはアメリカに対して250億ドル(ポンド換算で62億347万ポンド)の対外債務を負っていたが、この対外債務に戦後の武器貸与パイプライン3億5千万ドルを加えた253億5千万ドル(ポンド換算で62億9,032万ポンド)と大戦中に累積したポンド残高33億ポンドが、第二次大戦後のイギリス資本主義にとって愁眉の課題であった。イギリスはケインズを代表とする代表団を1945年9月11日に渡米させ、武器貸与勘定の決済と戦後の復興資金の供与を得るためアメリカとの交渉に入った。この交渉は正式には英米金融通商討議といわれ、議題は、(1)イギリスに対するアメリカの金融援助、戦時中の貿易・通貨諸制限の動員解除、(2)「武器貸与法」及び「英米相互援助協定」にもとづく援助と逆貸与の清算、イギリス本国内にあるアメリカの余剰軍需物資の処分等、(3)国際貿易の諸障壁、国際的な貿易機関、完全雇用その他に関する「商業政策」等であった。その中でもイギリスにとって死活の重要性をもつものは、いうまでもなく英米金融協定であった。

ケインズは、援助条件についてほとんど明らかにせず、援助の目的について「援助の必要性は多角的制度のもとで共通の利益をはかることにある

と説いた。ここで金融援助を受けられないと、イギリスは戦時中の為替管理を維持し、二国間貿易体制をさらに強化せざるをえない⁽¹⁾と強調し、もし援助を与えられれば、「出来るだけ早い時期に、差別のない正常の貿易慣習ならびに通商・関税面で自由化を促進できる体制に復帰するための手段を打ち出す用意がある⁽²⁾」と述べ、援助と引換えにイギリスは、アメリカがいわゆる大西洋憲章以来念願としてきた自由・無差別・多角主義を受け入れる用意があることを確認した。逆に、アメリカとしては、「イギリスがブレトン・ウッズ協定を批准し、国際貿易機構の設立に参加することをかたく約束しないかぎり、同国に金融援助を与えることは考えられなかったのである⁽³⁾」。

ケインズは本国から無償援助をとりつけるよう要請されていたが、アメリカ側がこれのみこめる状況になかったから、次に無利子の援助を獲得できるよう全精力を傾けた。金利問題はアメリカにとって政治問題であった。アメリカ代表団は、「対英借款は、少なくとも財務省の資金調達コストに相当する金利を付けないと議会は承認しないだろうと主張した。これに対してイギリス代表団は、イギリスとしては、金利を支払うことは決して承服しないであろう⁽⁴⁾」と答えた。金融援助の金額も、最終的に経済的要因よりも政治的要因によって決定された。ワシントン交渉の最終議題は、累積したポンド残高の問題であった。アメリカ代表団は、交渉中に、イギリスが戦時中に使用した武器貸与物資に対する債務をすべて棚上げし、また未使用の武器貸与物資についてもその債務を棚上げすることに同意した。したがって、アメリカの

イギリスに対する250億ドル相当の武器貸与は帳消しになったのである。しかし、累積されたポンド残高をめぐって米英は激しく対立し、金融協定にポンド債務の処理について具体的な数値を明記しないままにとどめた。

英米金融協定は1945年12月6日に調印された。同協定は、第1条～第11条で構成されている。また、同日、武器貸与・相互援助・過剰軍需品及戦時請求権の決済協定に関する英米共同覚書が締結された。英米金融協定（正式には英米両国政府間の金融協定）の内容は、大きく分けて、(1)イギリス政府への借款供与、(2)その交換条件とみられる為替・貿易・通貨に関する取決めからなる。借款供与については、アメリカが1951年12月31日までに総額37億5,000万ドルに達する一連のクレジットをイギリスに与える。償還条件に関して、同期日後、50年間年賦、利率2%、必要な場合には利払いの放棄を認める。クレジットの目的は、第3条に規定されているように、「戦後過渡期におけるイギリスの経常勘定収支の赤字を償うのを援助し、イギリスが金・ドル準備を適正な水準に維持し、イギリス政府が、本協定ならびに他の協定に規定されている多角貿易の義務を負えるよう支援すること」⁽⁵⁾であった。借款の交換条件としては、いくつかの制限条項が挿入され、イギリス側に種々の義務を負わせた。同協定が規定しているイギリスに対する最大の義務は、貿易多角化の義務であった。これにはポンド地域諸国の経常取引、アメリカの経常取引、第三国の経常取引、ポンド残高の累積処理が含まれる。ポンド地域諸国の経常取引の規定は、協定第7条に記されている。⁽⁶⁾これによってポンド地域のポンドの独占権は排除され、ポンドとドルとの交換性、ポンドがドルと同等の地位に引下げられたのである。また、ポンド地域のドル・プール制にもとづくすべての差別が撤去された。

第2の義務は、アメリカの経常取引に関するものである。これによってイギリスは、アメリカ保有のポンド残高につき、その使用を制限しないことになった。また、差別制限撤廃の義務は、種々の例外条項を認めつつも、非常に厳密に規定されていた。⁽⁷⁾

第3の義務は、1946年12月31日以降、イギリスは貿易の数量制限を行う場合、アメリカを差別してはならないとした。⁽⁸⁾

イギリスの第三国に対する義務は、主として西ヨーロッパと南米諸国を対象としたものである。米英両国政府は協定発動後一年以内に、経常取引に対する支払いと振替えを制限しないことにするとともに、これを第三国にも適用するものとした。

最後に、ここで英米金融協定はいかなる意義をもったかを検討してみよう。何よりもこの協定は戦後の危機的状況にあるイギリス経済を救済することを条件に、アメリカがイギリスに対して貿易・為替の自由化に応えることを求めたものである。第2に、この協定はIMF協定の枠内で実施されるという点でIMF協定と不可分離となっていることである。事実、この協定の成立はIMF協定の批准とだきあわせとなっていたことは、これを雄弁にものがたっている。第3に、アメリカはポンド残高の累積処理をイギリスに迫り、スターリング・ブロックの解体を意図しつつ、イギリスに封鎖されているポンド残高をポンド地域諸国に解放するという意味で反ポンド主義であり、アンティ・グレート・ブリテンである。第4に、英米両国の貿易管理の撤廃、為替制限、為替統制を排除することから、イギリス特惠関税制の撤廃によるポンド・スターリング・ブロックの解体と自由貿易多角主義をかかげている点が画期である。第5に、武器貸与決済・相互援助決済についてアメリカ側が、債権切捨て等の寛大な処置をとったことで、イギリス側はこの協定で大幅な譲歩を強いられつつも、アメリカ側から戦後復興の借款を得たという意味で、英米金融協定は妥協の産物であるが、この協定にもとづきスターリング・ブロックは解体される運命にある。

2. ポンド残高の累積処理

第二次大戦の勃発時に、イギリスのポンド残高（イギリスの対外債務）は、総額4億7,600万ポンドに達し、うち約2億5,000万ポンドないし3億ポンドは、スターリング地域内の他の諸国の保有するポンド残高であった。第二次大戦時のイギリスの戦時金融は非常に困難な問題であった。イギリ

スの戦費調達財源が主に海外に依存していたからである。イギリスは戦時金融のため他の諸国から50億ポンド余を借入れたが、その60%はポンド残高の累積という形態をとった。ポンド残高の累積は大戦中に、二つの理由から生じたと思われる。第1は、アメリカとカナダがイギリスに対して戦時金融を武器貸与法等をつうじて支援したにもかかわらず、イギリスは戦争遂行のために保有金及び保有ドルを引出し、そのうえでドル証券を売却してポンド地域へのアメリカ・カナダの貸付決済に充てなければならなかった。このため、ポンド地域諸国はイギリス政府と協定して、自国内のアメリカ軍の支出又はその取引からえたドルをすべてポンドに引換えた。これの取決めは、ポンド地域のドル・プールと度々いわれるが、このドル・プールの操作はポンド残高の累積に作用した。ポンド残高が累積した他の理由は、戦争に直接にかかわるものである。イギリス政府は軍需物資の調達をスターリング地域内諸国（インド、エジプト、アルゼンチン等）に求めたのであって、この際、これら諸国に対するイギリスの支払いは、ロンドンにおけるイングランド銀行勘定に貸記される方法をとった。また、これら諸国における英米軍の駐留の費用は、これら諸国が現地調達をしたのであるが、イギリス政府はこれら諸国に対する支払いも、イギリスのこれら諸国に対する債務としてイングランド銀行勘定に借記されたのである。現地駐留のアメリカ軍に対してドルで支払った場合には、ポンドがドルに引換え操作されたのであった。このようにして、中近東及び東南アジアにおけるイギリス及び連合軍の戦費支出は、これら地域諸国のポンド残高を増加させた。

1945年年末のイギリスの対外債務であるポンド残高は、33億3,200万ポンドで、その5分の4をポンド地域諸国が保有しており、このうち40%余がインドの保有する残高であった。国際決済銀行は第17回次年次報告書に於いて各国別のポンド残高保有高を公表している。（第1表参照）

かくして、ポンド残高は大戦前の4億7,600万ポンドから第二次大戦中のこの時点で実に8倍に増加した。イギリスが第二次大戦中に対して負った

対外負債であるポンド残高をいかに処理するかは、重大な課題となっていた。

すなわち、この問題は1944年7月の連合国通貨金融会議の前夜から国際的な論議の対象となっており、インド代表はブレイトン・ウッズ会議で正式にポンド残高の清算を要求し、エジプトもこれに賛同した。インド代表はIMFが大規模なポンド残高を処理するのに十分な資力をもたないことから代案として、IMF協定第6条(b)(i)との関連で、「外国信用残高の合理的な範囲内における多角的清算」を提議したが、英米代表はこれに反対し、結局IMF協定第8条第4項(a)にみられる外国保有の外国為替残高の交換性は經常取引に限られることになった。この規定は同時に、英米金融協定第7条とも正しく照応するものであった。イギリス代表ケインズは、ポンド残高の処理は当事国の問題でIMFに支援をあおぐ意志はないとした。⁽⁹⁾ かくして、ポンド残高の累積処理は当事国間の協議にゆだねられることになったのである。

ワシントン交渉のイギリス代表はケインズ、アメリカ側代表はフレッド・ビンソン財務長官、クレイトン経済担当国務次官補であった。クレイトンは「イギリスに対して巨額の借金を供与するための前提条件は、イギリスが差別待遇を改め、輸入割当・為替管理・特惠関税を廃止し、さらに貿易取引量ならびにかかる制限措置の廃止予定時期について、こまかく取り決めるべきである」⁽¹⁰⁾と勧告した。

交渉の議題は一つ一つが互いに関連性をもっており、特にポンド残高の累積を削減することは、アメリカにとってイギリスに援助を供与する前提条件であったから、援助とポンド残高とは密接な関連性をもっていた。アメリカは、多角貿易制度の再建に対する障害を除く手段として、戦時中にイギリスが使用した武器貸与物資についてその債務を棚上げすることに同意した。しかし、ポンド残高の累積については、アメリカ代表団はその大幅な削減を強く要求した。また「ポンド残高を大幅に削減するため、ポンド債権国が返済を求めた場合に、その一部を負担すべきだと示唆している」⁽¹¹⁾。

第1表 イギリスの対外債務

(単位：百万ポンド)

	各年末現在高			年間の増減	
	1944	1945	1946	1945	1946
対外借款					
アメリカ：R.F.C. 借款(1941)	73	63	54	-10	-9
武器貸与決済	-	161	161	+161	-
新規クレジット	-	-	150	-	+150
カナダ：無利子借款	140	126	105	-14	-21
新規クレジット	-	-	129	-	+129
インド：1942年10月借款	27	27	27	-	-
その他	44	116	108	+72	-8
対外借款合計	284	493	734	+209	+241
純ポンド残高等の債務					
ポンド領域：					
自治領					
オーストラリア	156	148	185	-8	+37
ニュージーランド	43	75	83	+32	+8
南ア連邦	26	59	11	+33	-48
エール地方	165	189	199	+24	+10
調整	-	+10	-34	+10	-44
自治領計	390	481	444	+91	-37
インド、ビルマおよび中東					
インド ⁽¹⁵⁾	943	1,259	1,224	+316	-35
中東 ⁽¹⁶⁾	554	643	632	+89	-11
インド、中東計	1,497	1,902	1,856	+405	-46
その他ポンド領域諸国	477	561	593	+84	+32
ポンド領域合計	2,364	2,944	2,893	+580	-51
非ポンド領域諸国					
南米等	89	53	140	-36	+87
欧州	378	273	356	-105	+83
その他	56	62	91	+6	+29
非ポンド領域合計	523	388	587	-135	+199
ポンド残高等合計	2,887	3,332	3,480	+445	+148
対外債務総計	3,172	3,825	4,214	+654	+389

(出所) 国際決済銀行年次報告書第12巻274頁

英米間のワシントン交渉の最終的な結末は、ポンド残高の累積処理について具体的な数値を挿しなかった。英米金融協定第10条は、イギリス政府がスターリング地域諸国ならびにその他諸国が蓄積したポンド残高の早急な処分に関する協定を関係諸国との間で結ぶ意志があり、スターリング諸国との取決めは、次の三つのカテゴリーに分けて実施すると規定した。すなわち、(1)即座に解除され、經常取引のためにいかなる通貨とも交換可能な残高、(2)1951年以降、年賦で解除される残高、(3)戦時及び戦後債務の決済への寄与に応じて、また関係諸国がかかる決済から受けると期待する便益を考慮して調整されるべき残高である。このため、イギリス政府はアメリカ政府に対して解除され、且つ經常支払いのために使用可能なポンド残高が、本協定発効の1ヵ年以内に、あらゆる通貨地域において差別待遇を受けることなく、無差別に自由に使用できることに同意した。

ポンドの債務処理についてその具体的数字は明記しなかったものの、「英米両代表団は、非公式に終局的にどういう結果になるかを推計し、交換した。イギリス代表団の1人は、ポンド債務の約3分の1は棚上げされ、残りの90%は長期間繰り延べられるであろうと試算した。アメリカ代表団の提案は1946年と1950年の間に返済されるポンド債務は、2億5千万ポンド(10億ドル)にすぎず、その分は海外ポンド地域諸国が中央準備に預託することによって、ちょうど相殺されるという前提に立っていた」⁽¹²⁾。

アメリカとしては、ポンドの交換性を回復するための前提条件として、ポンド残高の累積を処理する必要があったのである。1945年12月6日の英米金融協定でイギリスに課せられた義務にしたがって、イギリスは対英債権国政府代表との間でポンド残高決済に関する交渉を開始した。国際決済銀行第17回年次報告書は「イギリスはすでに多数の非ポンド領域諸国、とくに南米諸国との間に決済協定を締結、インド・エジプト・その他一部諸国と交渉中である」⁽¹³⁾と告げている。ポンド債務に関する公式統計の情報をすべて入手できないが、数ヵ国について、BIS(国際決済銀行)はその統計をとりまとめている。ポンド債務とは、具体的に

はイギリスの諸銀行の対外負債から対外資産を差引いた額及び諸外国が自己通貨の準備としてイギリスにおいている資金を含むが、外国民間のイギリス証券及び同様の対米請求額は含まないことをいう。

第2表 一部諸国のポンド保有高(1946年末)

(単位:百万ポンド)

保有国	中央銀行	商業銀行	その他判明せる保有	合計
インド	1,217		7	1,224
エジプト	141	238	46	425
エール	39	160	・	199
オーストラリア	178	7	・	185
ニュージーランド	172	11	・	83
南ア連邦	11	・	・	11
合計	1,658	416	53	2,127

(出所) 国際決済銀行年次報告書第12巻278頁

第2表によると、イギリス連邦の一部諸国のポンド残高は、1946年末21億2,700万ポンド、このうち5割以上が対インドのポンド残高であった。1947年7月15日付で有効となる英米金融協定にもとづく義務を履行するため、イギリスはポンド地域諸国と一連の協議をしてきたが、1946年2月にカナダと9月にアルゼンチンとの協定に調印した。ところが、このようなポンド残高の累積処理は、当時のイギリスにとって死活問題であった。何故なら、1946年2月の石炭危機、同年7月のドル不足を原因として、イギリスは戦後最大の経済危機にみまわれていたからである。特にドル不足は深刻で、ドル不足額は4億500万ポンドにのぼっていた。

英米金融協定の発動は、深刻なドル不足に落ち入っていたイギリスをかろうじて借款を通じて救済していたわけである。すなわち、対米借款37億5,000万ドルのうち、アメリカからの引出しは1946年4月の4億5,000万ドルをピークに、その後大体毎月2~3億ドル程度であったのが、7月には、

自由交換に備えて7億ドル、8月に6億ドルに上昇した。しかし、アメリカはイギリスを英米金融協定にもとづき救済しつつも、ポンド残高の累積処理をつうじて、ポンド・スターリング圏の解体をポンドの交換性回復と多角貿易の推進とからめて意図していたわけである。

3. 英米金融協定の諸成果

英米金融協定の結果、ポンド残高の処理は、結局、ポンド地域諸国との間にみられるような各債権国との個別的協定の形態で行われた。個別協定には、(1)アルゼンチン、ブラジル、エジプト、ウルグアイ、インド、パキスタン、セイロンとの協定にみられるように、多くが毎年改訂され、その度に年賦的に来るべき1年間に解除されるべき額が決定された。(2)オーストラリア、ニュージーランドなどの債権国は、残高をイギリスへの贈与として帳消しにした個別協定を締結した。(3)解除額のうちの若干は、イギリスの輸出に対する支払いに使用された。これはいわゆる無償輸出といわれるもので、イギリスにとって実物による借入れ返済であった。

英米金融協定第7条は、協定実施1年以内に經常取引により取得したポンドをいかなる通貨地域においても、差別されることなく、自由に經常取引の決済に使用される措置を規定したが、この第7条のポンドの兌換義務を開始するについては、第10条に規定された蓄積されたポンド残高と区別する必要が生じた。そこで先にみた各国との解除協定を個別に締結するにあたって、各国中央銀行名義でイングランド銀行にそれぞれ二つの個別勘定を置いた。その第1勘定は解除協定締結日以後、入手した各国のポンドを振込み、第2勘定にはそれ以前に累積したポンド残高が振込まれた。後者が「旧ポンド残高」とよばれ、英米金融協定第10条によって一定の方法で、イギリスが解除すべき義務を負うものであり、前者が英米金融協定第7条により兌換を行う「新ポンド残高」で、これが交換性ポンドである。後者はイングランド銀行が封鎖したので「封鎖勘定」ともよばれる。だが封鎖勘定残高はイギリスの特定証券への投資を認められ、封鎖を解除された残高は、逐次第1勘定に移記された。

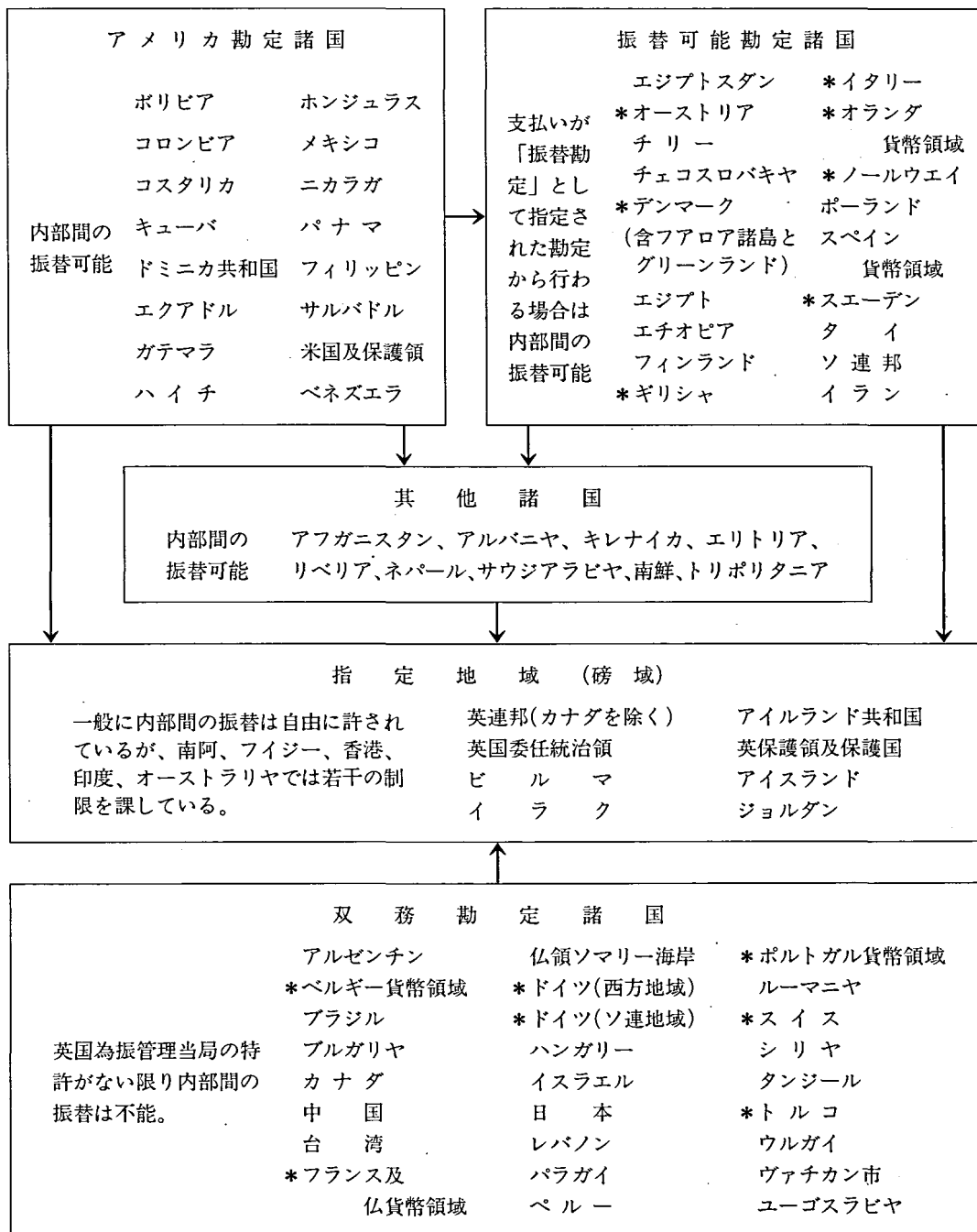
米英金融協定は1946年7月15日、アメリカ議会の批准によって発効した。そして翌年の7月15日以内に、イギリスは第1勘定のポンド残高についてドルへの交換性の義務を負ったが、これは居住者勘定のポンドのドルへの交換性であった。だが、イギリスは非居住者ポンドの交換性のために、非スターリング、非ドル地域諸国と協定を締結して新たに振替可能勘定を設定した。なお、この振替可能勘定は經常取引に関してアメリカ勘定を含むすべての勘定との相互振替を認められたのである。アメリカ勘定とは「アメリカ合衆国登録勘定」と「中央アメリカ勘定」が、1945年7月に統一されたものである。アメリカ勘定地域の範囲は、第1図の通りである。

アメリカ勘定の特色は、第1に、アメリカ勘定保有のポンド残高を無制限に使用できることである。すなわち、アメリカ勘定からのポンド引出しは、經常取引と資本取引とを問わず、可能であることである。第2に、アメリカ勘定へのポンド貸記は、他のアメリカ勘定からのものならば、無条件に行うことができる。またアメリカ勘定へのポンド貸記が、トランスファー可能勘定からのものであるときは、經常取引のためのポンドである場合に、トランスファー可能勘定の通貨当局の監督を要する。第3に、アメリカ勘定保有のポンドは、双務勘定地域へのものを除き、他のいかなる地域の勘定へも自由にトランスファーできる。

双務勘定地域は、大戦中にイギリスがポンド防衛のため無数にネット・ワークした特別勘定協定における特別勘定地域であるが、一般に振替は認められなかった。以上の勘定地域以外に「その他勘定」地域がある。この勘定は「ポンド地域」、「アメリカ勘定地域」、「振替可能勘定地域」、「双務勘定地域」以外の勘定地域であって、その保有ポンド残高を經常取引のためにのみ使用することを確約できない諸国からなる。

振替可能勘定は1946年9月にアルゼンチンに対して開設され、1947年7月15日までに18カ国に拡大された。したがって、非居住者のポンドの交換性はかなりの範囲で実施された。しかるに、7月のイギリスのドル流出額は、4億9,800万ポンドと急増したため、当局は期日直前に協定第8条を

第1図 イギリスの外国勘定管理状況 (1951年2月現在)



*印はE.P.U参加国。アイスランドは指定地域に含まれているが、E.P.U参加国。

(註) 此の図表はミッドランド銀行の作成にかかるとのである。

(出所) 東京銀行月報。

発動して振替可能勘定設定交渉中の14ヵ国に対する交換性回復の猶予を求め、アメリカはこれに同意を与えた。ポンドの交換性回復以降、ドルの喪失テンポが一層強まり、毎週1億ポンドを越えた。このためイギリスは英米金融協定にもとづく対米借款を大量に引出した。8月16日に、対米クレジットはわずか8億5,000万ドルを残すにすぎず、次の1ヵ月後に、対米借款は底をつくことがあきらかとなった。

イギリス政府はアメリカ当局と急遽協議を行い、20日に振替可能勘定を通ずるポンドの交換性を停止するにいたった。イギリスの交換性回復の失敗は、当時のポンド・スターリング圏のドル不足にあったことは言うまでもないが、イギリス国際収支上の金融勘定収支の債権・債務状態の不安定性とポンド残高の累積処理が不十分であったことによるのである。

英米金融協定の結果、ポンドはドルとの交換性を回復した。ポンド・スターリング圏は振替可能勘定の開設によってアメリカ勘定及びその他の勘定との振替が認められることを通じてドルの侵透を受けることになったのである。ポンドの交換性回復は、ポンド・スターリング圏の諸国が累積ポンド残高を通じてイギリス通貨当局にドルへの交換性を要求したことで、イングランド銀行の外貨準備は減少してドル不足にみまわれた。

したがって、アメリカのイギリスに対するポンドの交換性の回復は、ポンド・スターリング圏のポンドからドルへの転換、ポンド・スターリング圏の解体を意味していたのである。

II 国際貿易機構構想とGATTの成立

1. 国際貿易機構構想と米英の抗争

1943年9月、米英両国の専門家グループがワシントンで通商政策に関する非公式の会談を行った。イギリス側から、団長であるリチャード・ロー、通商同盟案の起草者であるジェームス・ミード、アメリカ側から団長のマイロン・C・テイラー、通商政策に関する多角協定の起草者と目されるハリー・ホーキンス等が出席した。ここで両国は、雇用問題に関する一般的な原則、数量制限ならびに英米相互援助協定で合意をみた第7条にもとづく

大幅な関税引下げと特惠関税を含むすべての差別待遇の撤廃について意見の一致をみて、そのために国際貿易機構(International Trade Organization-ITO)を設立することで合意した。その後、イギリス側の事情によって、通商政策に関する協議は中断されていた。ようやく、1945年初めに、ITO構想に関する協議が、まずロンドンでもたれ、次いで同年9月にワシントンでもたれた。

ワシントン交渉で、アメリカは「国際貿易雇用会議による考察に関する提案」を発表した。この提案のいきさつについて、N・ガードナーは「この提案を発表する時期が、英米金融協定と同時に発表する意図のもとに引き延ばされた。それはアメリカがこの提案をイギリスに対する借款ならびに武器貸与にもとづく負債を帳消しにする見返りの一つであると訴えるためであった」⁽¹⁾と指摘している。

アメリカのこの提案は、「雇用に関する提案」と「国際貿易機構に関する提案」の二つの部分より構成されていた。ここに「雇用に関する提案」の規定が「国際貿易機構に関する提案」と同時に提案されたことは、雇用問題が1930年代の大恐慌以来、いかに重要な問題であるか認識されていたからである。また、雇用問題が貿易障壁と密接な関係があったからである。

1945年11月、アメリカ政府は「国際貿易と雇用の拡大に関する提案」を行った。これは通商政策に関する米英両国の妥協案であり、世界各国の雇用及び消費の増大を図り、人類の福祉と繁栄を達成するために、物資の交易と分配の過程における障害を除去せねばならないとし、世界貿易に関する国際協定を締結し、国際連合の下に国際貿易機関の創設を唱導したものである。この提案の中での最大の中心点は、輸出入数量制限と関税及び特惠関税である。

輸出入数量制限については、原則として数量制限を行ってはならないが、例外規定として国際収支の均衡回復のための一手段として数量制限を行うことができるとした。また、特別の例外規定として国内価格支持政策を遂行するのに必要な場合に限り、農産物の輸入に対して数量制限を許容することにした。このようにアメリカは、1933年に

制定した「農業調整法」第22条との適合をはかって国内農業を保護したのである。

他方で、アメリカは関税及び特惠関税について提案の中で次の三点を強調した。第1は多角的二国間交渉方式の大幅関税引下げに関する取決めを締結すること、第2は特惠関税の廃止、第3は関税に関する義務規定の免責条項を設けることである。この免責条項は「互惠通商協定法」(1934年)との適合をはかって、「急激かつ広範囲にわたって関係生産者が被害を受けるのを防止するために一時的な措置」⁽²⁾をこうじるのを許容するものである。

1946年2月、国際連合経済社会理事会は、19ヵ国からなる準備委員会を組織して、国際貿易雇用会議設立に関する協定の草案にあたらせた。同年9月、アメリカは「国際貿易機構憲章草案」を発表した。これをロンドン草案という。これが10月のロンドン予備会議で検討されたからである。1946年10月から11月にかけて、ロンドンにおいてITO憲章起草準備委員会が19ヵ国の参加のもとに開催された。ただしソ連は参加しなかった。この準備委員会の討議の対象となったのが、先のアメリカの憲章草案である。憲章草案の規定は8章89条からなっている。ロンドン草案の最も重要な規定は次の通りである。

まず第1に雇用についての規定が本機構の目的との関係について述べられている。加盟諸国が必要と雇用とを維持する政策は、本機構の他の目的及び諸規定と合致するという、そのためには、国際収支の不整合の除去、外部からのデフレーションの圧迫を受ける諸国の保護が必要であり、雇用に関する問題、情勢及び政策についての情報交換と分析・協議に加盟諸国が参加することが不可欠であるとしている。(第3章第4～9条)

第2に、一般通商政策の規定である。これは、ITO憲章草案のうち最も重要な部分であり、ここで一般通商協定、関税率及び特惠、数量的制限及び為替制限、補助金、国営貿易等の広範囲の複雑な障害となる重要な諸問題を扱っている。(第5章14条～38条)

第3は、制限的商慣行及び政府間の商品協定である。(第6章～第7章)

以上のアメリカ案に対して、イギリスはどのように対応し、抗争したのであろうか。

第1の雇用問題について、イギリスは完全雇用を重視してロンドン会議において国際雇用貿易政策協定の構想を示し、同協定に挿入する雇用に関する規定の草案を提出した。その構想によれば、雇用に関する義務は、別途協定の形をとるか、あるいは一般協定の一部を構成するものとし、その協定は国際貿易機構や国連の各専門機関に関連した問題であるとしている。イギリス草案は次の3点を強調していた。第1は、諸国の経済政策との関連において果すべき国際的な義務、第2はかかる義務と通商政策上の義務について、国内で完全雇用を追求している国は、国外からのデフレ圧力に対して保護手段をこうじることができる。第3に、完全雇用を維持するため積極的な国際協力措置が必要である。このうち、第2の義務は各国が国際収支の不均衡に陥り、「絶えず他国に国際収支上の困難をもたらす、完全雇用を阻害するような場合は国際収支の是正をはかるため、その政治・経済体制に即して適切な措置をとる」⁽³⁾義務である。この義務は「他の諸国の有効需要が極度にもしくは急激に減少した場合、加盟国はそれによって生じるデフレ圧力から経済を擁護するため、憲章の定める規定の範囲内で適切な措置をこうじる必要がある」⁽⁴⁾ことを規定したもので、このことはアメリカが不況に陥った場合、加盟国は多角的義務を免除されるという雇用の免責条項を設けるといのものであった。これはアメリカにとって承服しがたいもので、アメリカのみに義務を負わせるものとして反対した。結局、両者は妥結して、ロンドン憲章第7条は「国際収支に基礎的不均衡が生じ、その結果、他の加盟国が国際収支困難に陥り、雇用を維持するのに不利な条件に置かれた場合は、不均衡を是正するための措置に対して十分寄与する」⁽⁵⁾と規定している。

第3の提案は完全雇用を維持するための国際協力を要請したもので「国際貿易機構の範疇からはずされて国連の諸機関に委託されたが、早急に実施される見込みはほとんどなかったのである」⁽⁶⁾とガードナは述べている。

ロンドン会議での英米抗争の第2の重要問題は、数量制限の撤廃であった。クレイトンの憲章草案

では、1949年12月31日までの戦後過渡期と規定し、この期限まで加盟国は他の加盟国と協議の上、国際収支上の理由から数量制限を課すことができ、期限終了とともにかかる制限を撤廃することになっていた。イギリスは戦後過渡期及びアメリカが不況になった時、制限措置が必要であると、また他の諸国のイギリスへの輸出制限についてもその撤廃を求めた。またイギリスはアメリカの戦後過渡期の期間が短いことで反対し、国際収支上の理由から数量制限を行うか否かについては、各国の自主性によるべきだとした。こうして、ロンドン憲章には、数量制限に対する制約を緩和したいというイギリスの要求が受け入れられて規定に盛り込まれた。差別制限については、その適用範囲が問題となり、「アメリカの憲章草案では、戦時中及び戦後初期に蓄積された交換可能通貨を使用する場合に限って、差別制限を許容すると規定していたが、この条件はきびしく……イギリスはこれを受け入れようとしなかった。結局、アメリカとしては、差別制限の許容期間として、もっと長い期間を必要とするという一般の意見にしたがわざるをえなかった。」⁽⁷⁾

かくして、ロンドン憲章第28条に無差別待遇の例外条項が規定されたのである。即ち、IMF協定第7条第3節にもとづき認容せられる為替制限と同等の効果をもつ制限、輸出国がその輸出代金として自国通貨又は輸出国の指定するIMF加盟国の通貨を受取ることを保証するため必要な輸出の附帯条件等の例外規定である。ガードナは「結局、差別制限については、イギリスにとってきわめて都合の良い趣旨の条項が、最終的なロンドン憲章の規定として挿入されることになった。」⁽⁸⁾と指摘している。最終的に、この例外事項にもとづく差別制限は、将来にもちこされることとなった。

2. 国際貿易機構 (ITO) の流産

国際貿易憲章最終草案は、準備委員会の委員の代表者から成る起草委員会が1947年1月及び2月にニューヨークにおいて暫定草案の修正を行い、1947年4月から開催されるジュネーブでの準備委員会の基本資料とした。ジュネーブ会議前の米英の態度は、基本的な点で全く対立していた。アメリカはまず英連邦特惠関税を廃止にもちこむこと

が、国際貿易機構 (ITO) 成立の必須条件と考えていた。にもかかわらず、アメリカは前年の1946年にフィリピンとの間で特惠制度を設定した。1947年2月、アメリカ政府は「貿易協定計画の運営に関する大統領訓令」を行い、「政府は今後、貿易協定を結ぶ場合、必ず免責条項を挿入し、国内産業が阻害され、あるいは阻害される恐れが出た場合は、譲歩を取消し、ないしは修正する」⁽⁹⁾とし、国内宥和をはかった。1947年6月のアメリカ議会は、毛織物産業に対し価格支持措置を施し、毛織物輸入税を引上げる法案を可決したが、トルーマン大統領はこれを拒否権発動でほうむった。このようなアメリカ側の動きに対して、イギリス側は1947年4月に、イギリス代表団が記者会見を行い、アメリカが関税50%引下げを提案しても、イギリスは英連邦特惠関税を廃止しないと声明した。

関税及び特惠関税に関するジュネーブ会議は、23ヵ国の参加のもとに同年4月から10月まで催された。このジュネーブ会議でアメリカは、(1)50%の関税引下げ、(2)3年の猶予期間の後、10年以内に漸進的に英連邦特惠関税を廃止することを提案した。これに対して、イギリスは既存特惠関税の一部(3分の1以下)の関税引下げと全面的廃止はきげとオートバイの2品目とした。結局、この会議で妥結した内容は、アメリカ側が1939年輸入実績に換算して17億7,000万ドルに相当する輸入品目の大部分について50%の関税引下げを行う。イギリス側は、1938年英特惠対象品目の英連邦諸国の対英輸出総額のうち25%に相当する輸出品について特惠関税を引下げると5%相当分の特惠関税を廃止するとした。

先の基本資料は会議に提出され、国際貿易機構最終草案となった。このジュネーブ案はロンドン案と若干の異同と削除を伴ったが、第1章～第9章、100条から構成されている。この最終草案を土台にして1947～48年の冬、ハバナにおいて、53ヵ国の代表がITO憲章を作成したのである。憲章は膨大な文書で106条と16の附録を含んでいる。憲章の重要規定は、通商政策、経済開発及び再建、商品協定、制限的商慣行、雇用及び経済活動、その他実施上の規定としての機構、強制にわたっている。このうち最も重要な規定が第4章の通商政策で、

この部分が憲章の大部分を占め且つ中心的部分をなした。ITOの憲章の完成に至るまでの最大の難関は、両国にとって重要な未解決問題であった差別制限に対する例外規定と低開発国の開発を促進するための例外条項に関するものであった。

ガードナーはこの二つの懸案事項について次のように述べている。第1の差別制限に対する例外規定では、アメリカはロンドン草案に大きな変更を加えることに反対した。アメリカの反対にもかかわらず差別に関する条項は徹底的に修正された。諸国は基金協定で許容されている差別制限に相当する方法で差別しなくてもよいことになった。すなわちITO加盟国は次の二つの条件から差別待遇を採用してもよいことになった。第1の条件は、加盟国は経常的国際取引に関する支払い及び送金に関してIMF協定第14条によって該参加国がその当時許容されている制限と同様の効力をもつ方法で差別待遇を行うことができる。第2の条件は、ジュネーブ議定書調印国は附属書Kの適用を選ぶことができる。差別待遇によって輸入された生産物の価格水準が、他の加入国から正規に得られる同等の商品価格よりあまり高く設定されないこと、この種の行動が他のいずれの加入国の商業上または経済上の利益をも無用に傷つける原因とならないことである。ハバナ会議では、イギリスその他の諸国が無差別待遇規定を一層緩和するよう要請した。

第2の例外規定である経済開発については、ロンドン会議までITO構想の中で重視されていなかった。ガードナーが指摘しているように、ロンドン会議でオーストラリア、インド等の低開発諸国が、「国際貿易雇用会議に関する提案」と「憲章草案」はいずれも低開発国の経済開発問題を十分考慮していないとして、先進諸国、とりわけ英米に対して鋭い批判を行った。低開発諸国は経済開発が国際貿易機構の主要目的であること、それを推進することは先進工業国の責任であるという特別条項を挿入することに成功した。さらに、特惠関税条項、投資条項についても大幅な例外規定を要求した。例えば、経済開発のための地域的な特惠関税、対内投資に介入する権利である。⁽¹⁰⁾

ハバナ憲章（ITO憲章）の運命は、1949年1月23日の調印以降の英米の論議にゆだねられた。イギリスにおけるITO憲章に関する論議は前途多難であった。イギリス政府は、アメリカが行動を起すまでITO憲章の議会批准をしないと示唆した。イギリス国内の不满は、第1にアメリカの援助と引換えに通商政策上、不利な合意を余儀なくされたということ。第2に、ITO憲章の規定で既存の特恵関税の撤廃について交渉を行うという約束が、とりかわされたことである。イギリス保守党は、1948年の年次総会で英連邦特惠関税に対する制約が除かれるまでITOとGATTに反対することを決議したのである。

アメリカの雲行きはITOの成立にとって一層悲観的であった。ITOに対する国内の支持は、ロンドン、ジュネーブ、ハバナと経過する毎に下降しはじめ、ITOのような国際機構を設立すること自体が不可能となる状況となった。1948年春、ハバナ会議が終了した頃、アメリカ議会はマーシャル援助に忙殺されることとなった。1949年には、NATO問題が議会で討議された。1950年に、議会はITO憲章の公聴会を開始したのであるが、夏に朝鮮戦争が勃発したのである。同じ頃、国内では全国製造業者協会、全国外国貿易協議会、米商商業会議所等がITO憲章に反対した。クレイトンは懸命な説得を行ったが、効を奏しなかった。1950年12月6日、アメリカ政府はITO憲章の案件を再び議会に提出すべきでないとして、ITO憲章をほうむり去ったのである。ITO憲章が流産した理由として、ガードナーは四つの原因をあげている。すなわち国際通貨基金や世界銀行のように、戦時中の熱意がさめないうちに計画を発足させなかったこと、計画当初に、低開発諸国の経済的要求に対して十分な注意を払わなかったこと、戦後過渡期の問題について時機をえた対策をとらえなかったこと、アメリカとイギリスとが、ITOにそれぞれ都合の良い経済原則を詳細に規定しようとしたことである。

3. ガットの成立

すでにみたように、ITO設立のための準備委員会は、ITO憲章を起草するため46年秋から47年夏にかけて、ロンドン、ニューヨーク、ジュネーブ

の世界各地で会議をもち、それぞれロンドン憲章試案、ニューヨークでのITO憲章試案の討論を経て、47年にジュネーブでITO憲章試案の最終審議を行っていたが、これと並行して1947年4月10日から10月末にかけて、多角的関税引下げ交渉が、準備委員会のメンバー国を中心に23カ国の参加を得て国際貿易機構予備会議のもとに続けられていた。会議に先立ち、イギリスを代表してクリップスは、アメリカが仮にすべての関税を50%引下げると提案しても、イギリスは特惠関税を廃止しないと語った。

予想通り、クレイトンに率いられたアメリカ代表団は、広範囲にわたる輸入品目について最高限度50%の関税引下げを提案した。これに対してイギリス側の提案は、既存の特惠関税の引下げにとどまり、全面的特惠関税の撤廃は、わずかに2品目にすぎなかった。次いでアメリカ側は、マーシャル援助法第7条と国際貿易雇用会議に関する提案を引合いにしながら、スムート・ホーレイ関税の廃止のみならず、1913年の関税体系にもどることを提案した。しかし、イギリスは現在、深刻な経済危機にあるので、当分の間多角貿易の義務を受け入れられないと返答した。両国の交渉は暗礁にのり、事態回避のため、クレイトンは3年の猶予期間をおき、以後10年以内にイギリス連邦特惠関税の廃止をうたった最終提案を行った。9月後半に、イギリスはこの提案をも拒絶した。こうして、ジュネーブ会議は決裂状態の一步手前にあったが、アメリカはイギリスが対英自治領との貿易で享受している特惠について譲歩する提案を受け入れ、これと交換に英連邦自治領は対英貿易で享受していた特惠を削減することに同意した。かくして、ジュネーブ会議は、最後の段階で決裂を免れたのである。

英連邦特惠関税の廃止は、英連邦諸国の対英輸出について達成されたが、実質的にイギリスの対連邦諸国に対する特惠関税の廃止について、アメリカはほとんど実現できなかった。その証拠に、関税・貿易一般協定の附表の特惠関税率表では、イギリスの対連邦諸国向け特惠対象輸出品目の70%相当分について変更が行われなかったし、特惠関税の撤廃にいたっては、イギリスの享受していた特惠品目の輸出の5%にすぎなかったのである。

このようにジュネーブ会議において、アメリカは英連邦特惠関税の廃止についてほとんどその成果を得られず、多角貿易の実現をみるにいたらなかったが、会議と並行して行われていたITO憲章草案の主に通商政策に関する部分は、「関税及び貿易に関する一般協定」(GATT)として成案をみた。

ITO憲章は先にもみたように1948年3月24日、ハバナ会議で正式に採択されたが、その後、アメリカ、イギリスをはじめとして各国の批准をえられず、流産した。その結果、「関税及び貿易に関する一般協定」のみが、1947年10月30日、23カ国の同意を得て成立した。そのうち8カ国はGATTが正式に発効するまでとりあえず相互間で暫定的にGATTの規定を適用する「GATTの暫定適用に関する議定書」に署名し、1948年1月1日に発足した。かくして、GATTはITOの副産物として産声をあげたのである。

GATTは、35条の本文と補足説明を行った附属書からなる国際協定で、それは大略三部から構成されている。第1部は関税及び輸出入手続きに関する最恵国待遇と関税譲許表の規定(第1～2条)、第2部は通商自由化の規定(第3～23条)、第3部はGATTの機構運用に関する規則手続きと補足説明を行った附属書(第24～35条、附属書)とからなる。

GATTの目的は、協定の前文で謳われているように「各国の生活水準の向上、完全雇用の達成、実質所得の増加、有効需要の確保、世界資源の完全利用及び物質の生産と交易の拡大を図るため、関税その他の貿易障害を軽減し、国際通商における差別待遇を廃止する」⁽¹¹⁾ ことにあり、戦後の世界経済秩序の大きな柱の一つとしての自由貿易の実現を阻む関税障壁の引下げをはかり、自由・無差別・多角主義を実現することにあった。次に、GATTの内容について簡単に検討してみよう。

第1条では、GATTの中心原則ともいえるべき最恵国待遇をGATT加盟国に保証している。最恵国待遇には種々のものがあるが、このうち最も重要なものが、輸入関税に関するものである。これはGATTの締約国が一様に受ける最低税率の適用で

あり、最大の恩恵である。ただし、GATTは最恵国待遇の例外として以下の特惠関税を容認している。即ち、英連邦諸国間特惠、フランス連邦特惠、ベネルクス関税同盟とその属領及びインドネシア間の特恵、アメリカ・フィリピン及びアメリカ・キューバ間の特恵、南米諸国間特惠である。当時の状況のもとにおいて、GATTはこれら既存の特恵関税を認め、新たな特惠関税の増設を防ぎ、特惠税率と最恵国税率との差を拡大しないように配慮して、関税障壁の弊害を出来るだけ除去しようと意図したのである。また、第2部第24条で、関税同盟、自由貿易地域等の経済ブロックが事実上容認されている。GATTはこのように、一方で関税障壁の除去を求めつつ、他方で特惠関税・経済ブロックを容認するという矛盾した制約条件を内包しているが、またそれが故に英米を中心とする妥協の産物として、ここに実効をみたものといえよう。

GATTは以上の最恵国待遇の例外を認め、この制約条件のもとで関税引下げ、数量制限の禁止、差別的輸入制限の禁止、その他の貿易障害の排除を行うものであるが、これについても種々の例外規定を設けて、実際上きわめて狭い範囲での通商の多角化=多角主義を目標としたのである。次にこの点の諸関係についてみておこう。まず、関税引下げについては、GATTは出来るだけ軽減しようと税率の変更を勝手に行えないこととしており、また関税譲許については、締約国に対して3年毎の税率の変更、3年間の固定化を義務づけている。第2の数量制限の禁止について、GATTは他の締約国の商品輸入または商品輸出に関して、割当制、許可制その他いかなる措置によるとを問わず、関税やその他課金以外のいかなる禁止や制限を設けたり、維持したりしてはならないと定めているが、国際収支の擁護のための輸入制限、後進国の特定産業の確立のための輸入制限等の種々の数量制限の例外措置を認めている。国際収支を擁護するための数量制限について、すでにロンドン会議で一般的に合意されたものである。なお、輸入数量制限について重要なものは、国内産業保護のための輸入制限がある。これがいわゆるGATT25条のウェーバーによる輸入制限である。代表的な例として、アメリカは農業調整法第22条にもとづき、農

産物の保護のための輸入制限をとっている。また、輸出入に関する数量制限を実施する時、GATT締約国が厳守すべき原則として無差別適用の原則がある。この原則の輸入制限方式には、(1)総数量割当方式、(2)個別的割当方式、(3)国別割当方式があるが、この原則の例外規定として、GATTは、(1)戦後過渡期において認められる特別措置、(2)その他の措置を認めている。

前者は、戦後過渡期において各国ともドル不足が常態である上に、ドル物資が割安のため世界貿易において支配的位置を占めていた関係上、輸入制限の無差別適用の原則を貫くときはドル地域との貿易に圧迫され、各国の貿易の伸び率は期待されないで、次の基準によって輸入制限を差別的に実施することを認めた。その基準とは、(1)IMF第14条が認める為替制限の效果に等しい方式で行う差別的輸入制限、(2)1948年3月1日の実績による差別的輸入制限、(3)附属書J項による差別的輸入制限である。

後者の措置として、GATTは、(1)締約国の許可を得て、貿易の少ない部分について一時的に行う差別的輸入制限、(2)無差別適用の原則にしたがって使用できる交換可能通貨の獲得を増加させるために行う差別的輸出制限、(3)IMF第7条3項(b)によって、稀少通貨宣言を行った場合、差別的輸入制限を行いうるとしている。その他の差別的輸入制限措置とは、GATT第19条の緊急措置にもとづく輸入制限、加盟国全体から特別の義務免除の承認(ウェーバー)を受けて行うもの等がある。

GATTは以上の特惠関税、数量制限、差別的輸入制限等の種々の貿易障害を包摂しつつも、貿易障害の排除を推進するために、ダンピング防止税、相殺関税等の措置を設けている。

以上の内容をもったGATTは、1947年8月のジュネーブでの多角的な関税引下げ交渉の後、1949年にフランスのアヌシーでアヌシー関税引下げ交渉を行い、新たに10カ国の参加を得て参加国は33カ国に、その結果締結協定数は前回のジュネーブの123を大幅に上回る147となり、関税引下げ譲許品目数は、前回の譲許品目数4万5千件に新たに5千件を追加したのである。

第3表は、GATT成立以降の英連邦内の主要国の域内貿易比率をみたものである。これによれば、

第3表 英連邦内主要国の域内貿易比率

	1938年	1948年	1957年
イギリス	42	47	46
カナダ	41	24	16
オーストラリア	78	58	51
ニュージーランド	83	79	67
南ア連邦	52	45	48
インド	44	56	40

(出所) UN; *Direction of International Trade 1957.*

あきらかなように、英本国の貿易比率はほとんど変わっていないが、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、インドはいずれも1948～57年にかけて域内貿易比率を低下させていることがわかる。このことは、ポンド・スターリング圏の相互依存度が低下した反面、ドル圏との貿易拡大を示唆しているのである。

(かわい まさのぶ 教授)

(1992. 10. 15受理)

註

I 米英金融協定の註

- (1) R.N.ガードナー 前掲書 359頁。
- (2) R.N.ガードナー 前掲書 359頁。
- (3) R.N.ガードナー 前掲書 359頁。
- (4) R.N.ガードナー 前掲書 371頁。
- (5) R.N.ガードナー 前掲書 616頁。
- (6) 「英国政府は、できるだけ早期に、しかもいかなる場合にも、協議の上後日取り決めるという例外的な場合を除いて、本協定の発効日から一年以内に、ポンド地域の為替取決めを完了するものである。これらの取決めが完了後直ちに、すべてのポンド地域諸国が経常取引により取得したポンド(英国政府の軍事支出にもとづき1948年12月31日以前に取得したもので、関係国との協定により戦時中に蓄積された残高と同じ扱いを受けるものは除く)は、いかなる通貨地域においても、差別されることなく、自由に経常取引の決済に使用されるものとし、その結果いわゆるポンド地域のドル・プールによる差別はすべて除かれ、ポンド地域の各国

は、経常取引により取得したポンドならびにドルをいかなる地域との経常取引の決済にも、自由に使用しうるものとする」。

R.N.ガードナー 前掲書 618頁。

- (7) 「(i)英国政府は、本協定の発効日以降、為替管理を行う場合、次の取引を制限しないことに合意する。

(a)英国への輸入が許可される米国物資に対する支払いしないしは振替えおよびその他二国間の経常取引の決済。

(b)経常取引により米国居住者に支払いをする場合におけるポンド残高の使用。」

R.N.ガードナー 前掲書 619頁。

- (8) R.N.ガードナー 前掲書 619～620頁。

(9) R.N.ガードナー 前掲書 260頁。

(10) R.N.ガードナー 前掲書 367頁。

(11) R.N.ガードナー 前掲書 375頁。

(12) R.N.ガードナー 前掲書 375頁。

(13) 第17回国際決済銀行年次報告書、第12巻時事通信社訳 278頁。

II 国際貿易機構の流産とGATTの成立の註

(1) R.N.ガードナー 前掲書 300頁。

(2) R.N.ガードナー 前掲書 308頁。

(3) R.N.ガードナー 前掲書 470頁。

(4) R.N.ガードナー 前掲書 472頁。

(5) R.N.ガードナー 前掲書 471頁。

(6) R.N.ガードナー 前掲書 474頁。

(7) R.N.ガードナー 前掲書 477頁。

(8) R.N.ガードナー 前掲書 477頁。

(9) R.N.ガードナー 前掲書 570頁。

(10) R.N.ガードナー 前掲書 580～586頁。

(11) Kenneth W.Dam, *The GATT Law and International Economic Organization*. P 391.

The University of Chicago Press. 1970.